

令和元年9月大竹市議会定例会（第3回）議案の概要

| | 議案番号 | 件名 | 内容 | 提案説明者 |
|---|---------|--|---|--------|
| 1 | 認 第 4 号 | 平成30年度大竹市工業用水道事業会計決算の認定について (上下水道局) | ○年間有収水量 10,013,182 m ³ ○収益的収支 ・収入総額 513,254,779円 ・支出総額 439,799,809円 ・差引利益額 73,454,970円 ○資本的収支 ・収入総額 263,393,400円 ・支出総額 567,371,773円 ・差引不足額 303,978,373円 △不足額の補てん財源内訳 ・当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 358,720円 ・過年度分損益勘定留保資金 233,895,134円 ・当年度分損益勘定留保資金 69,724,519円 | 上下水道局長 |

| | 議案番号 | 件名 | 内容 | 提案説明者 |
|---|----------|--|--|----------|
| 2 | 議案第 41 号 | <p>大竹市離島振興対策実施地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について (市民生活部市民税務課)</p> | <p>1 制定の理由 離島振興対策実施地域として指定された区域について、産業の振興を図ることを目的として、固定資産税の課税免除に関して必要な事項を定めるもの。</p> <p>2 条例の主な内容 指定区域における製造業及び農林水産物販売業に係る固定資産(新築又は増築した家屋、償却資産、家屋の敷地である土地)について、3か年度に限り固定資産税の課税免除を適用するよう、申請等の手続きについて規定する。</p> <p>3 各条文の内容について 〔第1条〕 条例の目的について 〔第2条〕 固定資産税の課税免除について 〔第3条〕 課税免除の申請等について 〔第4条〕 虚偽の申請などに対する措置について 〔第5条〕 課税免除の取消しについて 〔第6条〕 委任について</p> <p>4 施行期日 公布の日。ただし、令和2年度分以降の年度分の固定資産税について適用する。</p> | 市民生活部 部長 |

| | 議案番号 | 件名 | 内容 | 提案説明者 |
|---|----------|--|--|---------|
| 3 | 議案第 42 号 | 大竹市印鑑条例の一部改正について (市民生活部市民税務課) | <p>1 改正の理由 住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が公布され、住民票、個人番号カード等への旧氏記載が可能になることに伴い、本条例の一部を改正するもの。</p> <p>2 改正の主な内容 (1) 旧氏による印鑑登録を行うことができるようにし、印鑑登録原票及び印鑑登録証明書に旧氏の記載事項を追加する。 (2) 性的少数者への配慮として、印鑑登録証明書の記載事項から性別の項目を削除する。</p> <p>3 施行期日 令和元年 1 月 5 日</p> | 市民生活部 長 |
| 4 | 議案第 43 号 | 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係条例の一部改正について (総務部総務課) | <p>1 改正の理由 令和元年 6 月 1 4 日に成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律により、地方公務員法及び児童福祉法が一部改正されたことに伴い、関係条例の一部を改正するもの。</p> <p>2 改正の主な内容 成年被後見人等を欠格事項とする地方公務員法及び児童福祉法の規定が改正されたため、当該規定を引用する条項及びその他用語を整理する。 〔第 1 条〕 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例 〔第 2 条〕 一般職の職員の給与に関する条例 〔第 3 条〕 大竹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 〔第 4 条〕 大竹市消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例</p> <p>3 施行期日 令和元年 1 2 月 1 4 日。ただし、第 3 条の規定は公布の日</p> | 総務部長 |

| | 議案番号 | 件名 | 内容 | 提案説明者 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------|----------|---|--|-------|------|-----|-----|-----|-----|----------|----------|-------|-----|---------|---------|-------|-----|----------|----------|-------|-----|---------|---------|-----------|----|----------|----------|--------------|----|----------|----------|-----------|----|----------|----------|------------|----|---------|---------|------|
| 5 | 議案第 44 号 | 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について (総務部総務課) | 1 改正の理由 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、これに準じて、選挙長等に支給する報酬の額を改定するため、本条例の一部を改正するもの。 2 改正の主な内容 各区分の報酬の額を次のとおり改定する。 <table border="1" data-bbox="1003 424 1964 802"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>支給種別</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>選挙長</td> <td>1 回</td> <td>10,600 円</td> <td>10,800 円</td> </tr> <tr> <td>選挙立会人</td> <td>1 回</td> <td>8,800 円</td> <td>8,900 円</td> </tr> <tr> <td>開票管理者</td> <td>1 回</td> <td>10,600 円</td> <td>10,800 円</td> </tr> <tr> <td>開票立会人</td> <td>1 回</td> <td>8,800 円</td> <td>8,900 円</td> </tr> <tr> <td>投票所の投票管理者</td> <td>日額</td> <td>12,600 円</td> <td>12,800 円</td> </tr> <tr> <td>期日前投票所の投票管理者</td> <td>日額</td> <td>11,100 円</td> <td>11,300 円</td> </tr> <tr> <td>投票所の投票立会人</td> <td>日額</td> <td>10,700 円</td> <td>10,900 円</td> </tr> <tr> <td>期日前投票所の立会人</td> <td>日額</td> <td>9,500 円</td> <td>9,600 円</td> </tr> </tbody> </table> 3 施行期日 公布の日 | 区分 | 支給種別 | 改正前 | 改正後 | 選挙長 | 1 回 | 10,600 円 | 10,800 円 | 選挙立会人 | 1 回 | 8,800 円 | 8,900 円 | 開票管理者 | 1 回 | 10,600 円 | 10,800 円 | 開票立会人 | 1 回 | 8,800 円 | 8,900 円 | 投票所の投票管理者 | 日額 | 12,600 円 | 12,800 円 | 期日前投票所の投票管理者 | 日額 | 11,100 円 | 11,300 円 | 投票所の投票立会人 | 日額 | 10,700 円 | 10,900 円 | 期日前投票所の立会人 | 日額 | 9,500 円 | 9,600 円 | 総務部長 |
| 区分 | 支給種別 | 改正前 | 改正後 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 選挙長 | 1 回 | 10,600 円 | 10,800 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 選挙立会人 | 1 回 | 8,800 円 | 8,900 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 開票管理者 | 1 回 | 10,600 円 | 10,800 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 開票立会人 | 1 回 | 8,800 円 | 8,900 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 投票所の投票管理者 | 日額 | 12,600 円 | 12,800 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 期日前投票所の投票管理者 | 日額 | 11,100 円 | 11,300 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 投票所の投票立会人 | 日額 | 10,700 円 | 10,900 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 期日前投票所の立会人 | 日額 | 9,500 円 | 9,600 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | 議案番号 | 件名 | 内容 | 提案説明者 |
|---|----------|----------------------------------|---|---------|
| 6 | 議案第 45 号 | 大竹市税条例等の一部改正について (市民生活部市民税務課) | <p>1 改正の理由 地方税法等の一部を改正する法律等が公布されたことに伴い、大竹市税条例等の一部を改正するもの。</p> <p>2 改正の主な内容</p> <p>(1) 個人の市民税に関する改正</p> <p>① 児童扶養手当を受給している単身児童扶養者で、前年の合計所得金額が 135 万円以下のものは、個人市民税を非課税にすることを規定する。それに伴い、扶養親族等申告書に単身児童扶養者の項目を追加する。 〔施行期日〕 令和 3 年 1 月 1 日 (後段は令和 2 年 1 月 1 日)</p> <p>② 市県民税に係る申告書の記載事項の一部を省略できることを規定する。 〔施行期日〕 令和 2 年 1 月 1 日</p> <p>(2) 法人の市民税に関する改正</p> <p>① 資本金の額等が 1 億円を超える法人の電子申告の手続き等について規定する。 〔施行期日〕 公布の日</p> <p>(3) 固定資産税に関する改正</p> <p>① 津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波災害警戒区域内の指定避難施設等において、避難の用に供する部分等の課税標準の特例割合を参酌基準で規定する。 〔施行期日〕 公布の日</p> <p>(4) 軽自動車税に関する改正</p> <p>① 消費税等が引き上げられることに伴い、特定期間取得した 3 輪以上の軽自動車について、環境性能割の税率及び賦課徴収の特例を規定する。 〔施行期日〕 令和元年 10 月 1 日</p> <p>② 令和 2 年度分から令和 5 年度分までの各年度の 3 輪以上の軽自動車について、種別割の税率及び賦課徴収の特例を規定する。 〔施行期日〕 令和 2 年度分・令和 3 年度分：令和元年 10 月 1 日 令和 4 年度分・令和 5 年度分：令和 3 年 4 月 1 日</p> <p>(5) その他関係条文の字句、引用条項の条ずれ及び元号等を整備す</p> | 市民生活部 長 |

| | 議案番号 | 件名 | 内容 | 提案説明者 |
|---|----------|--|--|------------|
| | | | <p>る。 〔施行期日〕 公布の日</p> | |
| 7 | 議案第 46 号 | 大竹市手数料条例の一部改正について (消防本部) | <p>1 改正の理由 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、本条例の一部を改正するもの。</p> <p>2 改正の主な内容 消費税等が引き上げられることに伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令が一部改正され、手数料の標準額が引き上げられたことに伴い、本条例に規定する危険物施設の設置に係る許可申請に対する審査手数料を、改正後の手数料の標準額と同額に引き上げる。</p> <p>3 施行期日等 (1) 令和元年10月1日 (2) 条例の施行の際現になされている申請に係る手数料は、なお従前の例による。</p> | 消 防 長 |
| 8 | 議案第 47 号 | 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について (健康福祉部地域介護課) | <p>1 改正の理由及び主な内容 災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、本条例の一部を改正するもの。</p> <p>2 改正の主な内容 災害による被災者支援の充実を図る観点から、償還免除の要件を追加するなど災害援護資金の貸付に係る運用を改善するため、災害弔慰金の支給等に関する法律が改正されたので、引用する条項等を整理する。</p> <p>3 施行期日 公布の日</p> | 健康福祉部 長 |

| | 議案番号 | 件名 | 内容 | 提案説明者 |
|---|----------|---|--|---------|
| 9 | 議案第 48 号 | 大竹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び大竹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正について (健康福祉部福祉課) | <p>1 改正の理由 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律及び子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令等が公布され、幼児教育・保育の無償化が実施されることに伴い、関係条例の一部を改正するもの。</p> <p>2 改正の主な内容 (1) 大竹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正 ① これまで保育料の一部として徴収していた副食費について、特定教育・保育施設が特定教育・保育給付認定保護者から、実費として支払いを受けることができることを規定する。 ② 副食の提供に要する費用について、低所得世帯の子ども及び第3子以降の子どもに対する免除規定を追加する。 ③ 「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改める等の用語の整理を行う。 ④ 家庭的保育事業者等の連携施設について、確保義務の緩和及び免除に関して規定する。 (2) 大竹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正 ① 教育認定子どもと満3歳以上保育認定子ども(満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある保育認定子どもを除く。)及び市町村民税非課税世帯の満3歳未満保育認定子どもに係る利用者負担上限額を0円とする。 ② 「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改める等の用語の整理を行う。</p> <p>3 施行期日等 (1) 令和元年10月1日 (2) 2(2)①の規定は、令和元年10月以後の月分の利用者負担額について適用し、同年9月以前の月分の利用者負担額については、なお従前の例による。</p> | 健康福祉部 長 |

| | 議案番号 | 件名 | 内容 | 提案説明者 |
|----|----------|-----------------------------|--|------------|
| 10 | 議案第 49 号 | 大竹市水道条例の一部改正について (上下水道局) | <p>1 改正の理由 水道法の一部改正に伴い, 指定給水装置工事事業者制度に指定の更新制が導入されたので, 本条例の一部を改正するもの。</p> <p>2 改正の主な内容 (1) 指定給水装置工事事業者の指定について, 5年ごとに更新を受けなければ指定の効力を失うことにされるため, 新たに指定給水装置工事事業者の指定更新手数料として, 1件につき, 10,000円を設定する。 (2) 引用する条の条ずれ等を整理する。</p> <p>3 施行期日 令和元年10月1日</p> | 上下水道 局長 |

| | 議案番号 | 件名 | 内容 | 提案説明者 |
|----|----------|---|--|--------|
| 11 | 議案第 50 号 | 平成 30 年度大竹市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について (上下水道局) | <p>1 平成 30 年度大竹市水道事業会計剰余金の処分について、市議会の議決を求めるもの。</p> <p>○未処分利益剰余金の処分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未処分利益剰余金の当年度末残高 136,955,844 円 ・減債積立金の積立 3,100,000 円 ・建設改良積立金の積立 30,500,000 円 <p>2 平成 30 年度大竹市水道事業会計決算について、市議会の認定に付するもの。</p> <p>○年間有収水量 3,281,454 m³</p> <p>○建設改良事業 127,439,840 円 (主な事業：西栄三丁目・南栄三丁目地内配水管改良工事(4工区) 14,879,160 円 小方一丁目地内配水管改良工事(H30工区) 13,870,440 円 防鹿水源地日常水質モニター更新工事 16,092,000 円)</p> <p>○収益的収支</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収入総額 527,659,098 円 ・支出総額 466,849,270 円 ・差引利益額 60,809,828 円 <p>○資本的収支</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収入総額 43,478,564 円 ・支出総額 173,994,752 円 ・差引不足額 130,516,188 円 <p>△不足額の補てん財源内訳</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 7,430,358 円 ・過年度分損益勘定留保資金 123,085,830 円 | 上下水道局長 |

| | 議案番号 | 件名 | 内容 | 提案説明者 |
|----|----------|--|--|--------|
| 12 | 議案第 51 号 | 平成 30 年度大竹市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について (上下水道局) | 1 平成 30 年度大竹市公共下水道事業会計剰余金の処分について、市議会の議決を求めるもの。 ○未処分利益剰余金の処分 ・未処分利益剰余金の当年度末残高 409,248,622 円 ・減債積立金の積立 3,400,000 円 ・建設改良積立金の積立 34,000,000 円 2 平成 30 年度大竹市公共下水道事業会計決算について、市議会の認定に付するもの。 ○年間総処理水量 7,224,383 m ³ ○建設改良事業 222,208,623 円 (主な事業：小島汚水中継ポンプ場(合流)電気設備改築更新工事 60,000,000 円 大竹下水処理場汚泥処理棟電気設備改築更新工事 37,295,640 円) ○収益的収支 ・収入総額 900,625,172 円 ・支出総額 832,673,381 円 ・差引利益額 67,951,791 円 ○資本的収支 ・収入総額 232,905,090 円 ・支出総額 468,187,924 円 ・差引不足額 235,282,834 円 △不足額の補てん財源内訳 ・当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 9,900,934 円 ・過年度分損益勘定留保資金 123,395,930 円 ・当年度分損益勘定留保資金 101,985,970 円 | 上下水道局長 |

| | 議案番号 | 件名 | 内容 | 提案説明者 |
|----|--------|---|--|-------|
| 13 | 議案第52号 | 令和元年度大竹市一般会計補正予算 (第2号) (総務部企画財政課) | 1 歳入歳出予算の補正 ○補正予算額 201,747千円 ○予算総額 15,652,502千円 【補正予算の内容】 (歳入) ・子ども・子育て支援臨時交付金 △13,972千円 ・国庫支出金 10,627千円 ・県支出金 9,840千円 ・ふるさと納税寄附金 110,000千円 ・小学校図書購入寄附金 50千円 ・財政調整基金繰入金 6,113千円 ・前年度繰越金 2,924千円 ・ボートレース事業収入 50,825千円 ・宝くじコミュニティ事業助成金(地域防災組織育成) 600千円 ・保育所給食費保護者負担金 4,440千円 ・林地崩壊対策事業債 18,000千円 ・急傾斜地崩壊対策事業債 300千円 ・広原川河川改良事業債 2,000千円 (歳出) ・ふるさと納税促進事業 110,000千円 ・地方創生事業基金管理事業 50,825千円 ・財務会計システム改修委託料 297千円 ・障害者福祉管理システム改修委託料 162千円 ・児童福祉事務費 2,168千円 ・施設等利用給付費 2,655千円 ・林道橋りょう長寿命化事業 2,500千円 ・林地崩壊対策測量設計業務委託料 18,000千円 ・河川・水路管理事業 1,228千円 ・河川・水路改良保全事業 8,000千円 ・市営住宅用維持管理事業 2,300千円 ・自主防災組織助成金 600千円 | 副市長 |

| | 議案番号 | 件名 | 内容 | 提案説明者 | | | | | | | | | | | | |
|----------|---------------|---|---|-------|-----|----------|---------------|-------|-----|--|-----|-----|--------|---------------|---------------|--|
| | | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 幼児教育推進事業 2, 9 6 2 千円 ・ 小学校管理運営事業 5 0 千円 <p>2 地方債の補正</p> <p>○追加</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">起債の目的</th> <th style="width: 40%;">限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>林地崩壊対策事業</td> <td style="text-align: right;">1 8, 0 0 0 千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>○変更</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 40%;">起債の目的</th> <th colspan="2" style="width: 60%;">限度額</th> </tr> <tr> <th style="width: 20%;">補正前</th> <th style="width: 20%;">補正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>河川整備事業</td> <td style="text-align: right;">1 3, 7 0 0 千円</td> <td style="text-align: right;">1 6, 0 0 0 千円</td> </tr> </tbody> </table> | 起債の目的 | 限度額 | 林地崩壊対策事業 | 1 8, 0 0 0 千円 | 起債の目的 | 限度額 | | 補正前 | 補正後 | 河川整備事業 | 1 3, 7 0 0 千円 | 1 6, 0 0 0 千円 | |
| 起債の目的 | 限度額 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 林地崩壊対策事業 | 1 8, 0 0 0 千円 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 起債の目的 | 限度額 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 補正前 | 補正後 | | | | | | | | | | | | | | |
| 河川整備事業 | 1 3, 7 0 0 千円 | 1 6, 0 0 0 千円 | | | | | | | | | | | | | | |
| 14 | 議案第 53 号 | 令和元年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第 2 号） （総務部企画財政課） | <p>1 歳入歳出予算の補正</p> <ul style="list-style-type: none"> ○補正予算額 4 6, 4 7 7 千円 ○予算総額 2, 8 0 0, 5 1 6 千円 <p>【補正予算の内容】</p> <p>（歳入）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 前年度繰越金 4 6, 4 7 7 千円 <p>（歳出）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国庫補助金等返還金 4 6, 4 7 7 千円 | 副市長 | | | | | | | | | | | | |